

# 松阪安衛月報

## 5月号

松阪労働基準監督署  
tel 0598-51-0015

### 新入者安全衛生教育を実施しましょう

～未熟練労働者の災害が多数を占めています～

松阪労働基準監督署の管内事業場を対象に、松阪労働基準協会により、4月12日、13日、14日、15日、21日の5日間、「新入者安全衛生教育」が開催され、計183人の新入者が参加しました。

6時間にわたって、職場の安全衛生管理、安全な仕事の進め方、健康管理等の科目について講義があり、参加者は新入者として必要な知識を身につけていました。

令和3年の松阪管内における休業4日以上死傷者数は249人でしたが、このうち経験期間3年未満の未熟練労働者が96人（38.6%）と多数を占めています。

20代だけでなく各年齢で仕事や職場に不慣れなうちに被災することが多く、年齢に限らず新規採用者等の安全衛生教育が重要です。

未熟練労働者が理解すべき、身に付けるべきポイント

- ① 職場には様々な危険があることを理解すること
- ② 「かもしれない」で危険の意識をもつこと
- ③ 災害防止の基本を身に付けること（正しい作業服装の着用・作業手順の励行・4S・5Sの励行・ヒヤリハット活動・危険予知訓練・リスクアセスメント・危険の見える化・安全な作業の基本（各種災害防止対策））
- ④ 異常事態発生時や労働災害発生時の対応を理解すること

### 死亡災害ゼロ

#### ・アンダー240

#### 松阪&多気

5月  
STOP!熱中症  
クールワーク  
キャンペーン

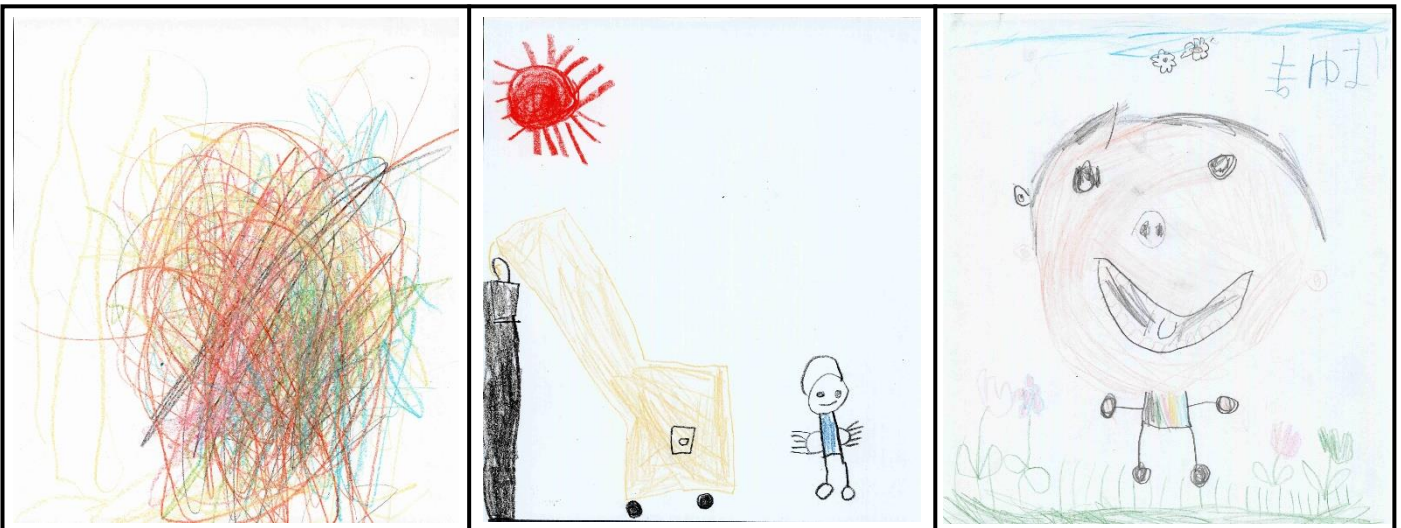
全国では毎年、熱中症により約20人の方が亡くなり、約600人の方が4日以上仕事を休んでいます。松阪・多気地区では平成27年に死亡災害が発生しています。

令和3年における松阪・多気地区の熱中症による労災給付件数は6件でした。

本年も、5月から9月までの期間をSTOP!熱中症クールワークキャンペーン期間とし、取組の徹底を呼び掛けています。チェックリストを活用するなどして、熱中症の予防に努めてください。  
リーフレットはこちら→



▶「見た人（はたらくひと）が今日もケガなく安全に働いて帰ろうと思えるイラスト」（共催：松阪労働基準協会、建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会）を、松阪・多気の未就学児から、令和3年7月1日から9月10日まで募集し、多数のご応募をいただきました。松阪安衛月報では、令和4年1月号から順次、応募作品の一部を紹介しています。



労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。  
(<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>)



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

QRコード  
はこちら



# 令和4年4月末速報 死傷者数は前年同期 より11人増加

4月末現在における休業4日以上  
の死傷者数は68人で、前年同期より  
11人(193%)増加しています。

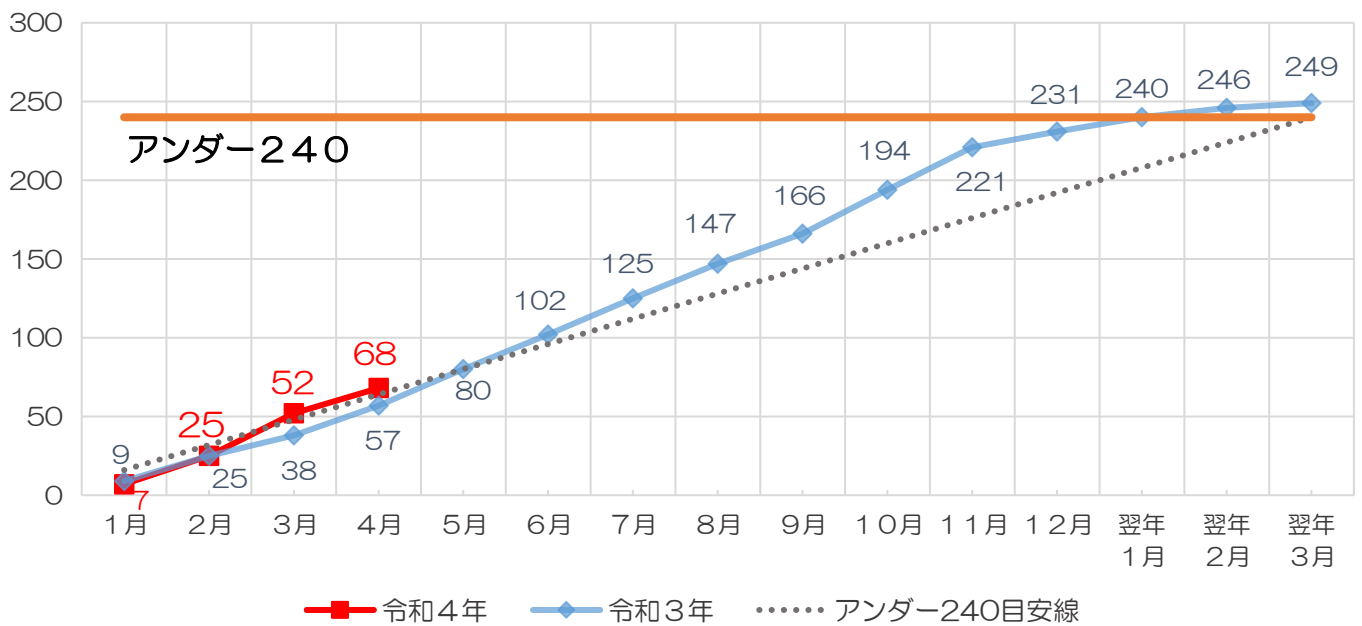
業種別では、製造業が18人で、前  
年同期より7人(63%)増加、林業  
が3人で、前年同期より2人(200%)  
増加しています。

事故の型別では、「転倒」が12人、  
次いで「墜落・転落」が11人となっ  
ており、腰痛等の「動作の反動・無理  
な動作」が10人と続きます。これら  
は昨年も死傷災害が多かった事故の  
型のため、重点的な対策が必要です。

## 転倒災害防止チェックリスト

1 身の回りの整理・整頓を行っていますか。通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや水、油、粉類は放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 時間に追われて、あわてて作業を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5 荷物を持ちすぎて足元が見えないことはありませんか	<input type="checkbox"/>
6 ポケットに手を入れながら、人と話しながら、携帯電話を使いながら歩いていませんか	<input type="checkbox"/>
7 作業靴は、作業に合ったちょうど良いサイズの物を選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
8 ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
9 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
10 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

## 松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



## 補助金申請期間 令和4年5月11日～令和4年10月末日

### 対象となる事業者

次の(1)～(3)全てに該当する事業者が対象です。

- (1) 高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している(対策を実施する業務に就いていること。)
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種	業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数又は資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

- (3) 労働保険に加入している

### 補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費(物品の購入・工事の施工等)  
補助率：1/2  
上限額：100万円(消費税は除く。)

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。  
(全ての申請者に交付されるものではありません。)

## 令和4年度エイジフレンドリー補助金のご案内

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします。

- ① 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- ② 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- ③ 健康や体力状況等の把握に関する費用
- ④ 安全衛生教育の実施に関する費用

問合せ先：一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
エイジフレンドリー補助金事務センター

03・6381・7507

制度詳細・Q&Aはこちら→

